

佐久市保健福祉審議会 保健部会 次第

平成25年8月21日(水)午後2時15分より
議会棟 2階 理事者控室

1. 開 会
2. 委嘱書の交付
3. 自己紹介
4. 保健部会の組織について 【資料1】
5. 部会長選出
6. 部会長職務代理の指名について
7. 報告事項
 - (1) 「新しい保健」の取り組みについて 【資料2】
 - (2) 佐久市自殺防止対策連絡協議会について 【資料3】
 - (3) その他報告事項 【資料4】
 - ・ 健（検）診実施状況について
 - ・ 佐久総合病院の再構築について
 - ・ 生活歯援プログラムについて
8. その他
9. 閉 会

○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号
改正 平成22年3月29日条例第3号

(設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 高齢者福祉部会
- (4) 保健部会

- 2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。
- 4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。
- 3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

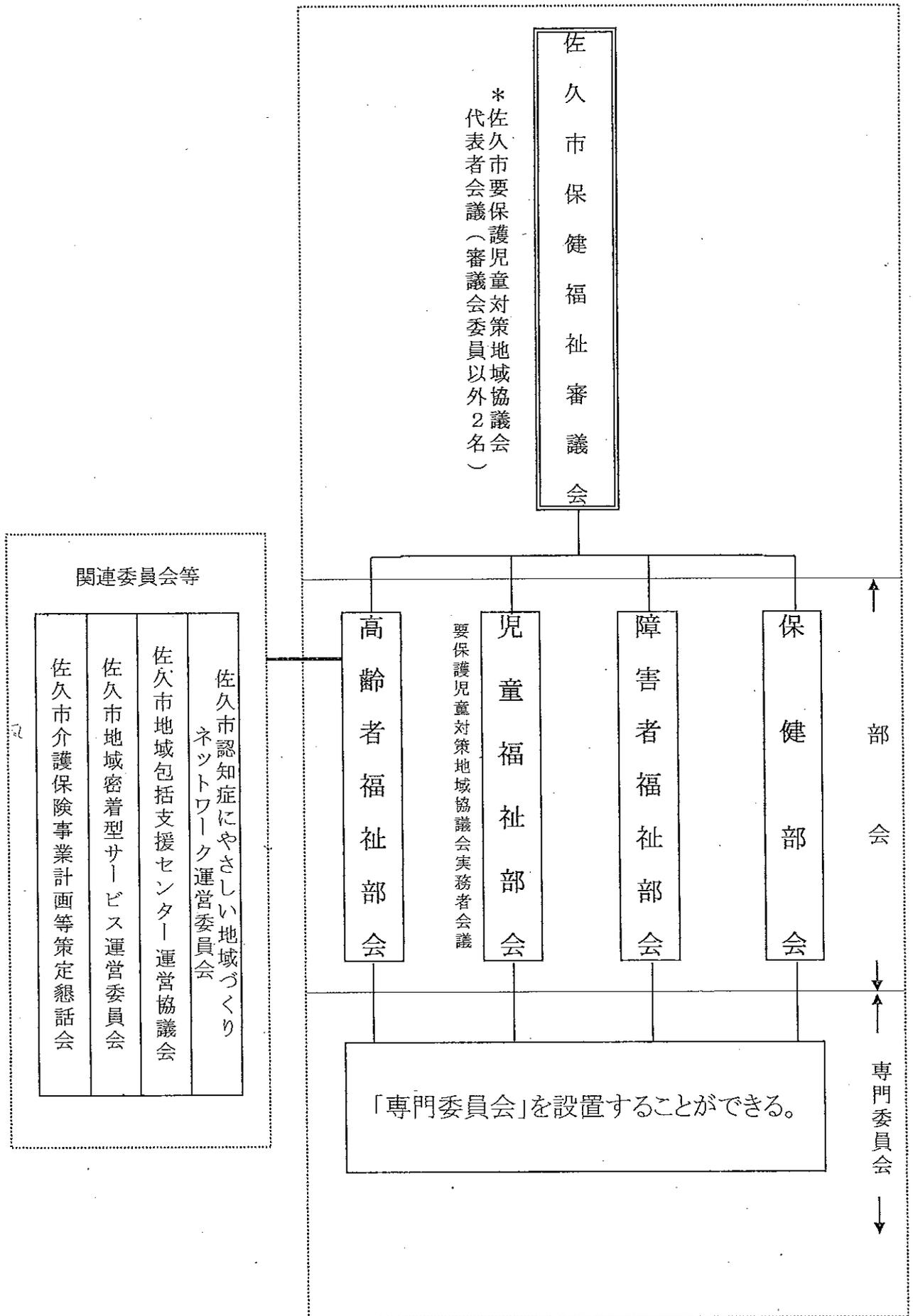
2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年佐久市条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成22年3月29日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

佐久市保健福祉審議会組織図



佐久市保健福祉審議会 保健部会委員名簿

任期：H25.8.21～H27.8.20

（敬称略）

審議会委員	選出組織等	役職名等	氏名
●	識見者	佐久大学副学長	宮 地 文 子
●	医師会	佐久医師会副会長	多 田 博 行
●	歯科医師会	佐久歯科医師会専務理事	甘 利 光 治
●	薬剤師会	佐久薬剤師会会長	花 岡 幹 郎
	区長会	佐久市区長会副会長	小 林 智 治
●	行政関係機関	佐久福祉事務所長 佐久保健所次長	山 崎 敏 明
	民生児童委員	佐久市民生児童委員協議会 副会長	杉 山 初 夫
	民生児童委員	佐久市民生児童委員協議会 副会長	六 川 寿 人
●	保健補導員会	佐久市保健補導員会会長	柳 澤 し め 子
	栄養士会	長野県栄養士会佐久支部	町 田 輝 子
	歯科衛生士会	長野県歯科衛生士会 小諸・佐久支部	猿 谷 浩 子
	食生活改善推進協議会	佐久市食生活改善 推進協議会会長	土 屋 や よ い

佐久市自殺対策連絡協議会における取り組みについて

- 情報共有
 - ・ 各団体が行う相談会等の事業について
 - ・ 各団体がキャッチした支援策について
 - ・ 各団体への相談ルートなど具体的方法について

- 学習会
 - ・ 自殺の実態について
 - ・ うつ病等自殺に至る要因について
 - ・ 各種制度について

- 協力体制の構築
 - ・ 各団体が行う相談会等事業の PR 活動
 - ・ 各団体が受けた相談に対しての支援(相談をつなぐ)
 - ・ 自殺対策に係る普及啓発活動

- 自殺対策についての検討
 - ・ 自殺未遂者対策
 - ・ 若年者(20-30 歳代)の自殺対策

- 事例検討
 - ・ 各団体が対応した事例の共有を通してセーフティネットの構築について考察する

- 先進地の事例紹介
 - ・ 他市町村の自殺対策
 - ・ 各種民間団体等の自殺対策

※随時必要と思われるものを協議し、共に取り組む

佐久市自殺対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の基本理念に基づき、本市における自殺対策を総合的に推進するため、佐久市自殺対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 協議会は、自殺対策の推進のために必要な事項について協議し、及び関係機関相互の連絡調整を行う。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員25人以内で組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 民間団体の代表者又は職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民健康部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

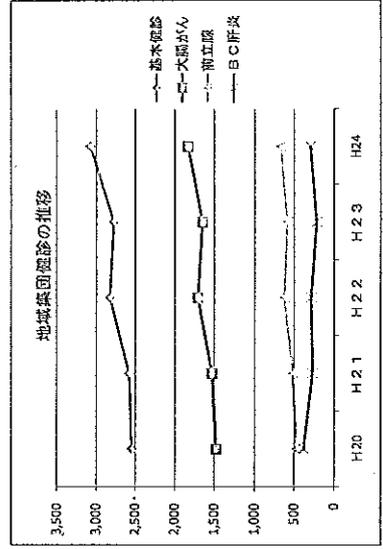
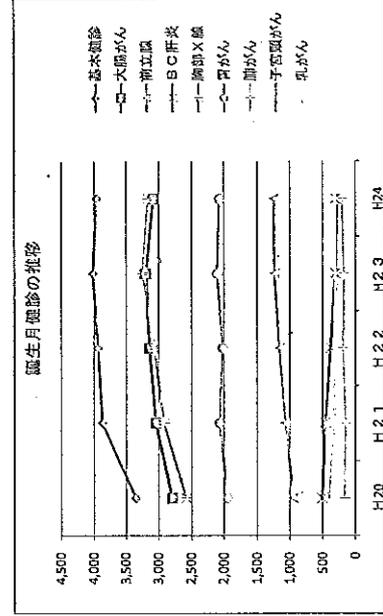
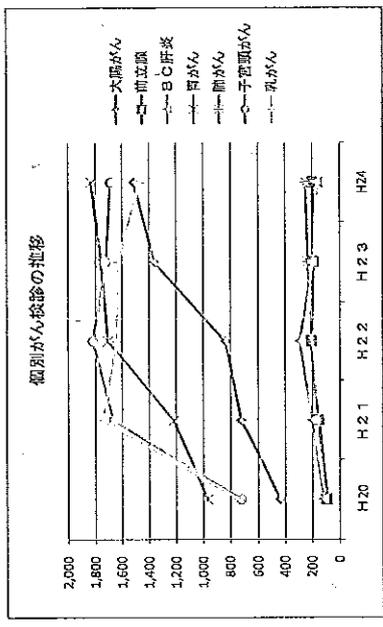
第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

地域集団健診、誕生月健診、個別がん検診の実施状況の推移

実施項目	平成23年度実績						平成24年度実績														
	地域集団検診		誕生月健診		個別がん検診		地域集団検診		誕生月健診		個別がん検診										
	計	浅間HP その他	計	浅間HP その他	計	浅間HP その他	計	浅間HP その他	計	浅間HP その他	計	浅間HP その他									
基本項目	2,773	4,018	1,744	2,274	6,791	3,074	3,082	1,687	2,295	7,086	301	110.9	△ 50	98.6	245	103.6					
大腸がん	1,650	3,198	1,514	1,684	5,607	1,836	3,087	1,425	1,662	786	184	602	5,709	111.3	△ 111	95.5	102	101.8			
前立腺がん	583	1,234	544	690	1,511	688	1,245	524	721	198	38	158	2,111	114.6	11	100.9	100	105.0			
B・C型肝炎	216	309	105	204	148	283	309	86	223	162	42	120	764	135.6	0	100.0	△ 36	81.8	41	105.7	
胸部X線		3,242	1,411	1,831	3,242	1,411	3,166	1,338	1,828	3,166	1,338	1,828			△ 76	97.7		△ 76	97.7		
胃がん		2,103	999	1,104	1,759	226	2,072	1,040	1,032	1,835	248	1,587	3,907	1,288	2,619	98.5	76	104.3	45	101.2	
肺癌		1,902	824	1,078	1,673	1,771	1,913	901	1,012	1,765	213	1,552	3,678	1,114	2,564	11	100.6	92	105.5	103	102.9
X線		201	175	26	86	49	159	139	20	70	35	35	229	174	55	△ 42	79.1	△ 16	81.4	△ 58	79.8
肺がん		177	150	27	233	79	204	170	84	252	93	159	456	263	193	27	115.3	19	108.2	46	111.2
子宮がん		177	150	27	233	79	204	170	84	252	93	159	456	263	193	27	115.3	19	108.2	46	111.2
子宮頸がん検診		304	297	7	1,722	377	291	286	5	1,688	370	1,318	1,978	656	1,323	△ 13	95.7	△ 34	98.0	△ 47	97.7
一般		304	297	7	1,088	242	281	286	5	1,103	240	863	1,394	526	868	△ 13	95.7	15	101.4	2	100.1
施設		304	297	7	685	242	281	286	5	711	240	471	1,002	526	476	△ 13	95.7	46	106.9	33	105.4
車			423	423	0	423	392	392	392	0	392	392	392	0	392	△ 31	92.7	△ 49	92.3	△ 49	92.3
女性特有がん			634	135	499	634	585	130	455	585	130	455	585	130	455	△ 49	92.3	△ 49	92.3	△ 49	92.3
施設			621	135	486	621	541	130	411	541	130	411	541	130	411	△ 80	87.1	△ 80	87.1	△ 80	87.1
車			13	13	0	13	44	44	44	0	44	44	44	0	44	31	388.5	31	388.5	31	388.5
乳がん検診		308	270	38	1,630	373	317	291	26	1,470	327	1,143	1,787	618	1,169	9	102.9	△ 160	90.2	△ 161	92.2
一般		308	270	38	845	143	317	291	26	795	143	652	1,112	434	678	9	102.9	△ 50	94.1	△ 41	96.4
施設		308	270	38	438	143	317	291	26	402	143	259	719	434	285	9	102.9	△ 36	91.8	△ 27	96.4
車			407	407	0	407	393	393	393	0	393	393	393	0	393	△ 14	96.6	△ 14	96.6	△ 14	96.6
女性特有がん			785	230	555	785	675	184	491	675	184	491	675	184	491	△ 110	86.0	△ 110	86.0	△ 110	86.0
施設			713	230	483	713	575	184	391	575	184	391	575	184	391	△ 138	80.6	△ 138	80.6	△ 138	80.6
車			72	72	0	72	100	100	100	0	100	100	100	0	100	28	138.9	28	138.9	28	138.9
大腸がん			601	141	460	601	726	212	514	726	212	514	726	212	514	125	125	125	125	125	125



佐久総合病院の再構築について

佐久総合病院では、医療の高度化、専門化など、急激に変化する医療情勢に対応し、地域に良質な医療を安定的に提供できるよう、病院機能を分割する「再構築」を進めています。

この再構築計画では、救急・急性期医療、高度専門医療に特化した紹介型の病院である

「佐久医療センター」を中込中央区に開設し、引き続き、一般医療を担う臼田の本院を整備するものです。

佐久総合病院再構築における佐久医療センターの整備計画については、佐久地域の医療体制の向上につながることから、佐久市でも、積極的に支援を行ってまいりました。

佐久総合病院の現状と再構築

- 病院建物の老朽化や狭隘化が進んでいる。
- 医療の高度化・専門化等、医療情勢が急速に変化しており、対応が必要。
- 一つの病院で、初期救急医療から、高度な治療が必要な3救急医療の全てを担うことが難しくなってきた。

医療機能の再編を含めた「再構築」を検討。

「佐久総合病院(本院)」は、平成28年度までに、再構築されます。

「急性期救急医療・高度専門医療」を提供する病院機能を分割することとした。

「佐久医療センター」は平成26年3月1日に開院予定です。

- ◎ 「佐久医療センター」を中込中央区に建設。
- ◎ 臼田の本院は、地域に根差した一般医療を担う病院として、再構築する。

救急医療機関の役割分担

① 初期救急医療

「入院の必要がなく、外来で対処できる帰宅可能な患者さん」

・風邪などの一般的な病気、生活習慣病など

各診療所、中小病院 (かかりつけ医)

・ 二次救急医療

「入院治療を必要とする患者さん」 ・盲腸、肺炎など

浅間総合病院、佐久総合病院(本院)、中小病院

・ 三次救急医療

「二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要な患者さん」

現在は佐久総合病院が担っていますが、平成26年3月1日からは、「佐久医療センター」が担うことになります。

☆裏面のアンケートに答えてみましょう

お口の健康は全身の健康と深い関係があります

○生活歯援（しえん）プログラム

これは、日本歯科医師会が提唱する新しい歯科健診のプログラムです。

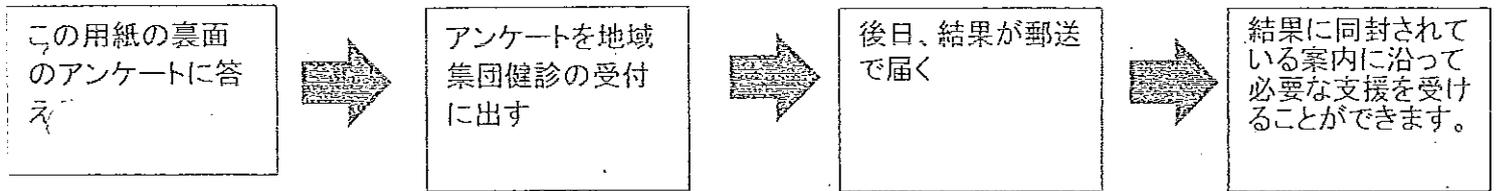
裏面のアンケートにお答えいただくと、「あなたの歯の健康力」や「生活習慣などの問題点」が見つかります。

生活習慣を改善することで、将来にわたり、自分の口や歯の健康を保ちます。
健康な口でおいしく食べる事は、全身の健康にもつながります。

まずは、裏面のアンケートに記入し地域集団健診の会場へご持参ください。



アンケートの回答と結果送付までのながれ



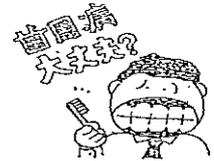
【対象者】 地域集団健診に申し込まれた35歳以上65歳未満の方

【料 金】 自己負担はありません

*裏面の「お口に関するアンケート」は歯周疾患（義歯）検診の問診票ではありません。
歯周疾患（義歯）検診を受けられる方は同封の検診票の問診欄にも記入してください。

歯周疾患（義歯）検診のご案内（当日、地域集団健診の会場で申し込みます）

あなたのお口の状態を歯科医師が健診します。
自分の口の状態の現状を知り、むし歯や歯周疾患の予防につなげ、自分の歯や口を守りましょう。
義歯（入れ歯）の方も、自分の顎に合っているか健診し、必要があれば、受診し、調整や修理をすることで快適に使えます。
よく噛める状態を維持し、食生活を楽しみ、健康に過ごしましょう。

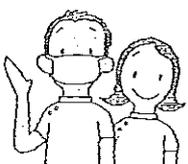


【対象者】 35歳以上の佐久市に住所のある方

【検診内容】 歯科医師による、むし歯や歯周病の有無 ・ 舌や粘膜などの状態の確認
入れ歯の状態の確認 ・ 口腔清掃状態の確認 など

【検診会場】 地域集団健診会場（日程、会場は健康カレンダーのP29をご覧ください）

【料 金】 500円



ご予約・お問い合わせは
佐久市役所
健康づくり推進課 口腔歯科係
63-3781までご連絡ください

お口に関するアンケート

ふりがな	性別	年齢
お名前	1.男 2.女	()歳
	生年月日 昭和	年 月 日
住所 〒		
記載年月日 平成 年 月 日		

「入力欄」に、各質問項目の回答番号をご入力下さい。(○印は各1つ)

Q1 現在、ご自分の歯や口の状態で気になることはありますか	1. はい 2. いいえ
Q1で「1. はい」と回答した方へ: 該当する項目を全てご記入ください。「2. いいえ」の場合、下記6項目は全て「2. いいえ」とします。	
1. 噛み具合が気になる	1. はい 2. いいえ
2. 外観が気になる	1. はい 2. いいえ
3. 発話が気になる	1. はい 2. いいえ
4. 口臭が気になる	1. はい 2. いいえ
5. 痛みが気になる	1. はい 2. いいえ
6. その他 ()	1. はい 2. いいえ
Q2 ご自分の歯は何本ありますか かぶせた歯(金歯・銀歯)、さし歯、根だけ残っている歯も本数に含めます ⇒本数もご記入ください ()本	1. 19本以下 2. 20本以上 歯の本数()本
Q3 自分の歯または入れ歯で左右の奥歯をしっかりとかみしめられますか	1. 左右両方かめる 2. 片方 3. 両方かめない
Q4 歯をみがくと血がでますか	1. いつも 2. 時々 3. いいえ
Q5 歯ぐきがはれてブヨブヨしますか	1. いつも 2. 時々 3. いいえ
Q6 冷たいものや熱いものが歯にしみますか	1. いつも 2. 時々 3. いいえ
Q7 かかりつけの歯科医院がありますか	1. はい 2. いいえ
Q8 仕事が忙しかったり休めず、なかなか歯科医院に行けないことがありますか	1. はい 2. いいえ
Q9 現在、次のいずれかの病気で治療を受けていますか	1. はい 2. いいえ
Q9で「1. はい」と回答した方へ: 該当する項目を全てご記入ください。「2. いいえ」の場合、下記3項目は全て「2. いいえ」とします。	
1. 糖尿病の治療を受けている	1. はい 2. いいえ
2. 脳卒中の治療を受けている	1. はい 2. いいえ
3. 心臓病の治療を受けている	1. はい 2. いいえ
Q10 家族や周囲の人々は、日頃歯の健康に関心がありますか	1. はい 2. どちらともいえない 3. いいえ
Q11 自分の歯には自信があったり、人からほめられたことがありますか	1. はい 2. どちらともいえない 3. いいえ
Q12 普段、職場や外出先でも歯を磨きますか	1. 毎回 2. 時々 3. いいえ
Q13 間食(甘い食べ物や飲み物)をしますか	1. 毎回 2. 時々 3. いいえ
Q14 たばこを吸っていますか	1. はい 2. いいえ
Q15 夜、寝る前に歯をみがきますか	1. 毎回 2. 時々 3. いいえ
Q16 フッ素入り歯磨剤(ハミガキ)使っていますか	1. はい 2. いいえ 3. わからない
Q17 歯間ブラシまたはフロス(糸ようじ)を使っていますか	1. 毎回 2. 時々 3. いいえ
Q18 ゆっくりよく噛んで食事をしますか	1. 毎回 2. 時々 3. いいえ
Q19 歯科医院等で歯みがき指導を受けたことはありますか	1. はい 2. いいえ
Q20 年に1回以上は歯科医院で定期健診を受けていますか	1. はい 2. いいえ

※ この調査でお答えいただいた質問のデータ及びその判定結果は、匿名化され、口腔歯科保健統計等に活用させていただきますので、予め御了承願います。